原議保存期間	5年（令和9年3月31日まで）
有効期間	一種（令和9年3月31日まで）

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
殿

警察庁丁規発第97号
令和3年6月30日
警察庁交通局交通規制課長

無人航空機に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）

昨今、無人航空機が急速に普及し、設備点検、土地調査、撮影、物流、農業等の様々な分野で活用され、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便・質の向上に資することが期待されている。

この点、道路上における工事や撮影等においても無人航空機の利用が急速に広がり、無人航空機に係る道路使用許可の取扱いが増加している一方で、無人航空機を利用する事業者等から、無人航空機に係る道路使用許可の取扱いが統一されていないことが負担になっていると指摘されているところである。

上記の指摘を踏まえ、今後、無人航空機に係る道路使用許可については、下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達は国土交通省航空局と協議済みであることを申し添える。

記

1　無人航空機の定義

この通達において「無人航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第２条第22項に規定する「無人航空機」（航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。））とする。

2　無人航空機に係る道路使用許可についての基本的な考え方

道路の上空において無人航空機を単に飛行させるという行為については、当該行為のみをもって、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるとはいえないことから、原則として、道路使用許可を要しない。

他方、道路において、無人航空機の離発着、操縦及びこれらに付随する作業を行おうとしたり、無人航空機の飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起するための補助者の配置、無人航空機の飛行を周知するための立看板等の工作物の設置等を行おうとしたりする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれのあるときのほか、無人航空機を利用して、道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合については、その具体的な内容に照らし、周辺の道路交通状況等を勘案した上で、道路使用許可の要否を判断するとともに、当該行為の公益性と交通の妨害による支障とを比較衡量した上で、道路使用許可の可否を判断すること。

3　留意事項

道路使用許可の可否の判断に当たっては、航空法に基づく措置の内容を参考としつつ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すること。ただし、(2)に掲げる措置の要否については、地方航空局長によって判断されるものであることから、その判断を尊重し、不必要な条件を付することのないよう留意すること。

(1)　無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる者は、航空法第132条の２第１項各号に掲げる方法によりこれを飛行させなければならないが、同条第２項第２号の規定に基づく国土交通大臣の承認を受けた場合には、同条第１項第５号から第10号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることができることとされているところ、その審査基準については、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日制定（国空航第684号、国空機第923号）。以下「審査要領」という。別添）において定められている。

(2)　第三者の上空で無人飛行機を飛行させないようにするための措置

審査要領において、原則として、第三者の上空で無人航空機を飛行させないこととし、飛行形態に応じて、無人航空機の飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起するための補助者を配置したり、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置したりするなど、安全を確保するために必要な体制を構築することとされており、やむを得ず第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を講じることとされている。

また、無人航空機が飛行経路上に第三者が存在する可能性が低い場所で補助者なしの目視外飛行を行う場合には、必要に応じて、飛行範囲の外周から製造

者等が保証した落下距離の範囲内を立入管理区画として設定し、当該立入管理区画に立看板等を設置するとともに、インターネットやポスター等により、問合せ先を明示した上で、上空を無人航空機が飛行することを第三者に対して周知するなど、当該立入管理区画の性質に応じて、飛行中に第三者が立ち入らないための対策を行うこととされている。

なお、これらの措置は、飽くまで任意の協力を求めるものであって、審査基準として、一般交通を制限し、又は遮断するなどの強制力のある措置は想定されていない。

4　無人航空機の利用者への周知等

都道府県警察のウェブサイト等において、無人航空機に係る道路使用許可の取扱いについて掲載する場合には、無人航空機の飛行に際して、道路使用許可が必須であるかのような誤解を与えることのないよう留意するとともに、問合せ先についても明記すること。

また、自治体等が、無人航空機の飛行に関して独自の規制を設けている場合には、必要に応じて、参考となるウェブサイトや問合せ先を紹介するなどの情報提供に努めること。